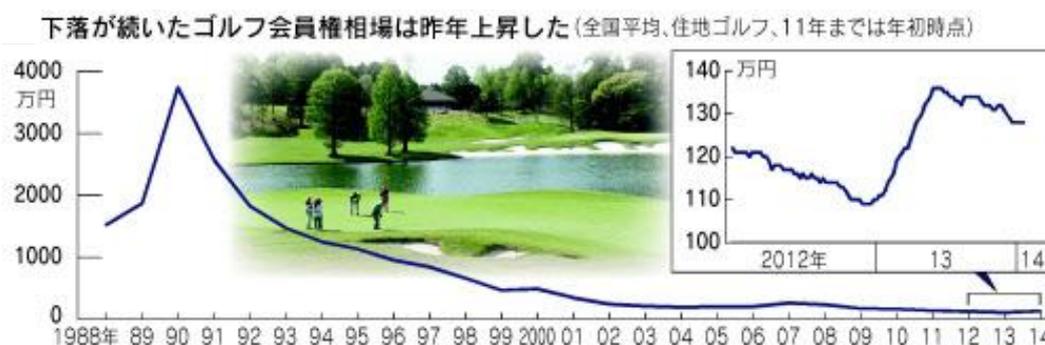


ゴルフ会員権の売却損失の損益通算が廃止となります

皆様の中に値下がりしたゴルフ会員権を持っている方はいらっしゃいませんか。

住地ゴルフによると、1990年の年初値で4000万円弱まで達したゴルフ会員権の全国平均価格は今年1月には128万円とピークの3%ほどまで落ち込んでいます。

昨年は通年で上昇しましたが、バブル期の高値からみれば大幅に下がったままです。



現在プレー可能な会員権を売却した場合に売却損がでる場合、その損失金額は損失の発生した年分の他の給与所得・事業所得等の所得金額と損益通算して所得税の還付請求ができます。

(土地・建物の譲渡損益からは損益通算出来ません)

ところが、平成26年度税制改正で、ゴルフ会員権の譲渡損失金額(売却金額からその会員権の取得のために支出した費用(購入代金・名義書換料・仲介手数料等)を控除した譲渡損失の金額)を、平成26年4月1日以後の売買から損益通算をすることができなくなります。

従来の改正ですと、1月1日からの施行が原則なのですが、今回は、4月1日以後と年の途中からの適用となります。

したがって、プレー権のあるゴルフの会員権を売却して損失がでる場合は、今年の3月31日までに売却することにより、その損失を他の総合所得と損益通算する最後のチャンスとなりそうです。

ここで注意です。プレー権の消滅した会員権は預託金返還請求権という貸付債権の損失のため損益通算の対象とはなりません。

また、退会による預託金の一部返還をうけた場合の返還を受けた金額と預託金の差額についても譲渡損失とはならず損益通算はできません。

プレーしない会員権を所有されていたら、これを機会に考えてみてはいかがでしょうか。

計算方法は以下の通りです。

1 課税方法

ゴルフ会員権は、特定の会社の株主にならなければ、会員となれない会員権とその他の会員権とに区分されますが、これらの会員権を売ったときの所得は、いずれも譲渡所得として事業所得や給与所得などの所得と合わせて総合課税の対象となります。

2 計算方法

この場合の所得金額の計算は、その会員権の所有期間に応じて次のとおりとなります。

① 所有期間が5年以内のもの(短期譲渡所得)

譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 50万円(特別控除額(注)) = 課税される金額

② 所有期間が5年を超えるもの(長期譲渡所得)

[譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 50万円(特別控除額(注))] × ½ = 課税される金額

(注) 譲渡所得の特別控除の額は、その年のゴルフ会員権の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して50万円です。これらの譲渡益の合計額が50万円以下のときはその金額までしか控除できません。

また、①と②の両方の譲渡益がある場合には、特別控除額は両方合わせて50万円が限度で、①の譲渡益から先に控除します。

3 注意事項

① ゴルフ会員権を売ったことにより生じた損失は、事業所得や給与所得など他の所得と損益通算することができます。

ただし、ゴルフ場経営法人が破産した場合など損益通算できない場合があります。

② ゴルフ会員権の譲渡が営利を目的として継続的に行われている場合には、その実態に応じて事業所得又は雑所得となります。

(所法 22、33、69、措法 37 の 10、措令 25 の 8、所基通 33-6 の 2、33-6 の 3)

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問合せ先